措置通知事項の公表

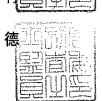
士別市教育長から、令和元年度定期監査において指摘した事項について、別添のとおり措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表します。

令和2年3月31日

士別市監査委員 吉 |

吉田博

士別市監査委員 谷口隆



令和元年度定期監査の改善・検討事項措置状況報告書

指摘区分	改善 検討
改善·検討事項	○士別市民文化センター大小ホール操作制御部修繕契約について 監督員と検査員が同一人物となっており、士別市契約事務に関する規則第34条に反する取扱いとなっています。 規則第34条では「市長は、法第234条の2第1項の規定による監督を命じた職員には、特別の必要がある場合を除き、当該監督を命じた契約の履行又は給付の完了についての検査の職務と兼ねさせてはならない。」とされています。 本契約の検査が、現段階では適正に行われていないことになっていますが、これに対する対応策と、今後における再発防止のための対応策をお知らせください。
所 管	教育委員会生涯学習部市民文化センター

措置状況(簡潔・明瞭に)

令和2年2月14日実施の『定期監査に関する事情聴取』での指摘事項を受け、2月15日に検査員を 別に定め大小ホール操作制御部修繕の再検査を実施し、修繕が完了したことを確認しました。

今後は、士別市契約事務に関する規則に基づき適切な事務処理を行い、担当者だけではなく職場全体の問題として事務遂行の意識を高めるよう努めます。